

(第4号議案)

公益法人制度改革対応に向けた基本方針(案)

公益法人制度改革関連法施行に伴い、本センターにおいても、その対応に向けた基本方針を検討していく専門部会組織である「組織検討委員会」を設け、これまで議論を進めてまいりましたが、このたび基本方針案を以下のとおり策定いたしました。

1. 移行後の法人形態

非営利型一般社団法人への移行を行うこととします。

2. 理由・根拠

以下の観点を総合的に勘案し、非営利型一般社団法人への移行方針を採択しました。

(1) 公益認定基準からの観点

現在のセンター運営状況において、公益社団法人としての認定要件とされる「公益認定基準」を満たすことは、以下の点から実現が難しいと考えられます。

- ① 会費収入の減少が続く中、センターの継続的な運営に際しては、一定の収益事業による収入確保は必須であり、現在の組織運営上、全体事業支出の50%以上を公益目的事業とすることは困難。
- ② 一定の収益事業を抱えていく中、現状の組織体制において、公益認定法で掲げられる認定要件を満たした公益目的事業を着実に実施し続けていくことは困難。

(2) 幅広い公益事業推進からの観点

九州における産学官連携による幅広い地域情報化推進事業を展開していくに際しては、公益認定法に縛られない自由な発想に基づく公益事業の企画・実施を行える組織体制として存続していく方が望ましいと考えられます。

(3) 法人形態の違いによる実質的運営面比較からの観点

公益社団法人と非営利型一般社団法人との間で、組織運営上、実質的に大きく差異が生じる点はありません。(税法上、非営利型一般社団法人は公益法人)

(4) 公的組織としての対外的存在感、影響度からの観点

公益法人には及ばないものの、一般社団法人の中でも、通常の会社組織と変わらない普通型に比べると、非営利型は公的組織としての対外的存在感、影響度は高いと考えられます。

(5) 非営利型一般社団法人の設立要件からの観点

一般社団法人のうち、非営利型（非営利徹底法人）としての設立要件は、既に現行の組織運営上においても実質満たしており、非営利型を選択するに際して、特段問題は生じないと考えられます。

3. 今後のスケジュール

- (1) 4月26日（火）平成22年度第二回理事会
- (2) 5月24日（火）平成23年度通常総会（基本方針正式確定）
- (3) 総会での承認後、申請事務作業着手
新定款（案）、公益目的支出計画書（案）等、必要申請書類作成
- (4) 平成23年度第一回及び第二回運営委員会
- (5) 平成23年度第二回理事会
- (6) 平成24年度通常総会（申請書類内容確定）
- (7) 総会での承認後、主務官庁に申請